

社会福祉法人尽誠福社会役員等の報酬基準

(社会福祉法人尽誠福社会「定款」より抜粋)

【評議員】

定款第2章評議員（評議員の報酬等）

第8条評議員に対して、総額各年度1人あたり100,000円を超えない範囲で、評議員会出席の都度、1人10,000円（源泉税控除後）を支給する。

【役員】

定款第4章役員及び職員（役員等の報酬等）

第21条評議員会の定める総額の範囲内で、理事及び監事に対して、理事会及び監査等に出席の都度、1人10,000円（源泉税控除後）を支給する。